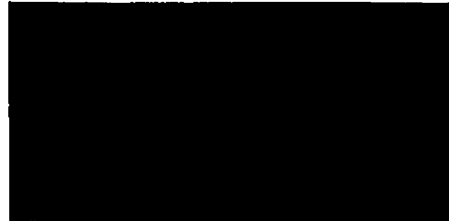


福第 1528 号の 1

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 鳥栖市福祉事務所長

審査請求人が令和 4 年 5 月 27 日に提起した処分庁による生活保護法第 63 条の規定に基づく費用返還処分（令和 4 年 3 月 4 日付け鳥地福第 11680 号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 生活保護を受けていた審査請求人の住宅扶助費について、処分庁は、審査請求人が入所している鳥栖市にあるグループホーム「- 1 -

受領していることが判明した。

- 3 処分庁は、補足給付分を過支給（以下「本件過支給」という。）していたとして、600,000 円の返還を求める本件処分を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 処分庁の責めに帰すべき事由について

処分庁は、補足給付について正しく理解しておらず、また、施設入所者への実態調査も行われていないため、本件過支給は処分庁の責めに帰すべき事由によって発生した。

また法第 77 条の 2 第 1 項には保護費を徴収する場合の例外として「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」とあり、生活保護法施行規則（昭和 25 年 5 月 20 日厚生省令第 21 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 3 には「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」とある。本件過支給は、前記のとおり処分庁の責めに帰すべき事由によって発生したため、本件処分の取消しを求める。

なお本件処分の説明を受けた際に、処分庁は、審査請求人に落ち度はないと述べている。

(2) 返還が精神的・経済的に困難であること

審査請求人は、生活保護を受給しながら障害者福祉サービスを利用して生活しており、600,000 円の返還は精神的・経済的に困難である。また処分庁は、銀行口座以外の資産が分からないと主張しているが、資産報告書は提出している。

また本件処分は、生活を圧迫して自立を阻害するため、「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする」と

いう生活保護制度の趣旨に反する。

2 処分庁の主張

(1) 本件過支給に至った原因について

処分庁の認識誤りが原因で保護費の過支給が発生した。しかし法第 61 条には「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」とあり、審査請求人は代理受領の確認に使用する障害福祉サービス受給者証の写し等を提出していないため、原因は処分庁だけにあるわけではない。

また、共同住居契約家賃額証明書の提出を受ける等、処分庁も調査を行っているため処分庁の責めに帰すべき事由にはならないと判断する。

なお、本件処分の際に審査請求人に対し謝罪したのは、審査請求人への配慮及び自立の助長を阻害してしまうと判断したためである。

(2) 本件処分について

本件処分は法第 63 条の規定によるものであるが、「保護の実施機関が保護の程度を誤って、不当に高額の設定をした場合」も費用返還義務の原因としている。

また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 24 年課長通知」という。）には返還額から控除できる対象となる経費又は金額の列挙があるが、本件過支給分はこれらには該当せず、通常の生活費に消費されているため全額返還となる。

さらに、法第 77 条の 2 第 1 項の規定は、法第 63 条の費用返還について平成 30 年 10 月 1 日以降徴収金として取り扱うことができるようになるが、保護の実施機関の責めに帰すべき事由による費用返還額はこの徴収金としての取扱いができないとの規定である。よってこの条項が本件処分の取り消しを求める根拠とはならない。

なお、返還を求める金額については、返還請求権の消滅時効が 5 年であるの

で、当該請求権を行使する日の前5年分について返還請求を行った。

(3) 資産の有無の把握について

審査請求人が返済する資力があるかは、わからなかった。理由は、令和3年3月1日に資産申告書の提出を受けたが、同年12月末の資産申告書が未提出であり、また、記載内容は本人の申告であることから、真偽についての確証がないためである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 生活保護法（以下「法」という。）

法第8条第1項には「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とある。また法第63条には「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とあり、法第77条の2第1項には「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とある。

(2) 施行規則

施行規則第22条の3には「法第77条の2第1項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったときとする。」とある。

- (3)「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成 18 年課長通知」という。)

平成 18 年課長通知には「法第 63 条の返還金に係る債権については、法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき強制徴収公債権として徴収する方法と、これまでどおり非強制徴収公債権として徴収する方法のいずれかを検討することになる」とあり、また「法第 63 条の費用返還処分と法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金決定処分は別個の行政処分」とある。

- (4)「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う支援給付制度上の取扱いについて」(平成 23 年 9 月 27 日事務連絡厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室生活支援班給付係長通知。以下「係長通知」という。)

係長通知には「特定障害者特別給付費(以下「補足給付」という。)として、法の施行により障害者自立支援法による共同生活援助(グループホーム)又は共同生活介護(ケアホーム)に係る支給決定を受けている障害者に対し、月額 1 万円(支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が 1 万円未満の場合は当該家賃の額)を支給することとされ、補足給付は事業者による代理受領が可能とされている。」とあり、また「補足給付を受ける被保護者について、事業者による代理受領が行われる場合は、契約している家賃額から当該補足給付を控除した額を住宅支援給付費として認定すること。補足給付の支給決定額は障害福祉サービス受給者証に記載されることから、支援給付の実施機関においては、当該受給者証の写しの提出を受ける等により支給決定額を確認の上、住宅支援給付費を算定するものとする。(中略)なお、入居している共同生活住居から補足給付の代理受領分を勘案した家賃証明書等(被支援者への実際の請求額が分かるもの)の提出を受けることができる場合は、上記にかかわらず当該家賃証明書等により確認される額をもって住宅支援給付費を算定することとして差し支えない。」とある。

- (5)平成 24 年課長通知

平成 24 年課長通知には「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被

保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とある。

- (6)「生活保護問答集について」(平成21年3月31日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「問答集」という。)

問答集問13—5の答には「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とあり、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。①いわゆる浪費した額②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」とある。また問題集問13—18の答には「保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができるので、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになる。この返還請求権の消滅時効期間は5年間(地方自治法236条)なので、実際に当該請求権を行使する日(法第63条に基づき返還額の決定をする日)前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない。」とある

2 本件処分について

(1) 施行規則第22条の3の適用について

審査請求人は、法第77条の2第1項の適用がない場合として、施行規則第22条の3に、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、被保護者が資力を有することとなったときとあるとし、本件過支給は処分庁の責めに帰すべき事由によって発生したため、本件処分は取り消されるべきであると主張している。

一方処分庁は、施行規則第22条の3の規定は、保護の実施機関の責めに

帰すべき事由による費用返還金は、法第 77 条の 2 第 1 項の徴収金として取り扱うことができないとの規定であるとし、この条項が本件処分の取り消しを求める根拠とはならないと主張している。

これについて、平成 18 年課長通知によると、法第 77 条の 2 第 1 項は、法第 63 条の返還金に係る債権を強制徴収公債権として徴収できる旨の規定であり、両者は別個の行政処分とされている。

また強制徴収とは、国又は公共団体が、滞納処分等の手続きにより、自らの執行機関によって強制的に徴収することをいうとされる。（「法令用語辞典」学陽書房第 10 次改訂版）

本件処分においては、処分庁は、本件処分の通知書で「生活保護法第 63 条の規定に基づき」としており、滞納処分等、強制的に費用を徴収した事実も認められないことから、法第 77 条の 2 第 1 項を適用した事実は認められない。したがって、審査請求人の主張を採ることはできない

（２）本件過支給に至った原因及び費用の返還を求めることについて

ア 審査請求人は、処分庁は補足給付について正しく理解しておらず、また、施設入所者への実態調査も行われていないため、本件過支給は処分庁の責めに帰すべき事由によって発生したとし、本件処分の説明を受けた際に、処分庁は審査請求人に落ち度はないと述べていると主張している。

処分庁は、法第 61 条によると審査請求人は、収入その他生計の状況について変動があつたときは、すみやかに、福祉事務所に届け出なければならないが、審査請求人は、障害福祉サービス受給者証の写し等を提出しておらず、原因は処分庁だけにあるわけではないとし、共同住居契約家賃額証明書の提出を受ける等、処分庁も調査を行っているため処分庁の責めに帰すべき事由にはならないと主張している。また、本件処分の際に審査請求人に対し謝罪したのは、審査請求人への配慮及び自立を阻害してしまうとの判断のためであると主張している。

イ これについて、係長通知によると、補足給付の代理受領が行われている場合にあっては、家賃額から補足給付を控除した額を住宅支援給付費として認定することとあり、補足給付の額は障害福祉サービス受給者証の写し

又は家賃証明書等の提出を受ける等により確認の上、住宅支援給付費を算定するとある。

また弁明書及び回答書によると、処分庁の住宅扶助費の認定の過程について以下の事実が認められる。

- ① 処分庁は、補足給付の制度自体の存在は認識していたが、直接本人に支給されるものと誤認していた。
- ② そのため、処分庁は、審査請求人の通帳をもって支給の事実を確認し、収入認定しようとしていたが、実際にはグループホームによる代理受領だったため、補足給付を確認することができなかった。
- ③ さらに平成 27 年 10 月 15 日にグループホームから提出された、共同住宅契約家賃額証明書には補足給付分を控除する前の家賃額が示されていたため、再度補足給付は本人に支給されるものとの認識を持った。
- ④ その後は、平成 29 年 3 月までは、収入申告書を提出する際に住宅扶助費の確認のため通帳を確認していたが、同年 4 月の担当変更以降は定期的な確認を実施していなかった。

ウ 処分庁は、補足給付が直接本人に支給されると思い込み、6 年以上の長期にわたって過支給を発生させている。また補足給付の制度自体の存在を認識していたのであれば、審査請求人の通帳を確認し、支給の事実が確認できなかった時点で、審査請求人又はグループホームに確認を行うのが適切であった。しかし、弁明書及び回答書ではそのような事実は確認できず、また審査請求人は再反論書にて「施設入所者の実態調査がされたことはない」と主張している。

エ 以上により、処分庁の主張するとおり、審査請求人に収入等についての報告の義務があったとしても、処分庁の認識不足、調査不足の責は大きいと考えられる。しかし法第 8 条第 1 項によると、保護は「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」とされており、また平成 30 年 4 月 20 日付け大阪地方裁判所判決（以下「大阪地裁判決」という。）によると「保護の実施機関等が、当該被保護者の需要

の測定に用いるべき保護基準を誤った結果、当該需要を過大に測定し、当該被保護者に対し、本来用いるべき保護基準によればすべきであった保護費の支弁の程度を超過した保護費の支弁をした場合」についても、「当該被保護者は、当該超過に係る保護費の支弁に対応して受けた保護金品の限度では、本来は支弁されるべきでなかった保護費の支弁がされ、これに対応する保護金品を受けたことにより、「資力がある」と評価され得る」と判示している。

したがって、法第8条第1項及び大阪地裁判決を踏まえると、審査請求人は、本来支給されるべきであった7,000円を超える住宅扶助費の支給を受けたのであるから、処分庁の責めに帰すべき事由によって本件過支給が発生したとしても、法第63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと解するのが相当であり、その資力の範囲において法第63条に基づく返還を求めることに違法又は不当な点はない。

(3) 返還額について

ア 審査請求人は600,000円の返還は精神的・経済的に困難であるとし、本件処分は生活を圧迫して自立を阻害するため、「健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする」という生活保護制度の趣旨に反すると主張している。

処分庁は平成24年課長通知には返還額から控除できる対象となる経費又は金額の列挙があるが、本件過支給分はこれらには該当せず、通常的生活費に消費されているため全額返還となると主張している。

イ これについて、法第63条は、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けてはおらず、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまり、返還すべき額の算定方法も具体的には定めていない。この趣旨について、大阪地裁判決は、「保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができ

るものとした趣旨と解される」とし、法第 63 条に基づく「返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法 28 条、29 条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべき」であると判示している。

同判決を踏まえると、処分庁が本件処分を行うに当たり、審査請求人の資産や収入の状況等の諸事情につき調査等をする権限を行使して、審査請求人の資産や収入状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、審査請求人の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を行い、その返還額を決定していなければならないこととなる。

しかし、処分庁から提出された弁明書及びケース診断会議の記録では、返還請求が審査請求人の生活に与える影響について検討された形跡がみられない。また処分庁は、「返還できる資力がないことは把握できるはずである」という審査請求人の主張を「銀行預金への過支給分の金銭残高がないことは分かったが、その他の資産の有無がわからない」として否認しており、審査請求人は、前記のとおり「施設入所者の実態調査がされたことはない」と主張している。これらのことから、処分庁は、本件処分が審査請求人の自立を阻害する可能性を考慮しておらず、そのために必要な審査請求人の資産状況等の調査も十分に行わなかったと言わざるを得ない。

ウ また本件と同様、専ら処分庁の過誤により保護費の過払いが生じ、その全額が生活費に消費されたような事案における裁判例（平成 29 年 2 月 1 日付け東京地方裁判所判決）では、「本件過支給が生じた経緯に鑑み、また、法 63 条の規定が不当に流出した生活保護費用を回収して損害の回復を図るという側面をも趣旨として含むものと解されることを併せ考慮すれば、本件過支給費用の返還を義務付けることとなる処分が、処分行政庁側の過誤を被保護者である原告の負担に転嫁する一面を持つことは否定できず、本件過支給費用の返還額の決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、（中略）検討が不可欠であるものというべきものである。」と判示されており、

本件においてもその考え方は参考にされるべきものと思料する。

すなわち、本件において返還額を決定する際には、①専ら処分庁の認識の不足、調査の不足により6年以上に渡って漫然と過支給が行われていること、②審査請求人は処分庁が決定した保護費が誤っていることを知っていたと認められる事情は認められず、審査請求人は本件過支給につき善意でその全額を生活費に費消したと考えられること、③本件処分は専ら処分庁の過誤により生じた過支給の責任を審査請求人に転嫁する一面を有するものと評価されること、といった事情を考慮すべきである。

エ また処分庁は、「通常的生活費に消費されているため全額返還となる」と主張しているが、平成26年3月11日付け福岡地方裁判所判決は、「(法第63条が)保護の実施機関に返還額を決定するに当たって裁量を与えた趣旨が、全額を返還させることが不適当ないし不可能な場合もあるので、実施機関の裁量に委ねるという点にあることからすると、全額返還を命じることにより自立を著しく阻害するような場合には、保護の実施機関が、自立更生費の有無にかかわらず、一定額を過誤払金から控除して返還額を決定することも可能と解される」こと、問答集が、「自立更生費については、①浪費した額、②贈与等当該世帯以外のために充てられた額、③保有が容認されない物品等の購入に充てられた額は該当しないと規定しているにすぎないことからすると、一定の生活費についても自立更生費に該当すると解釈することも可能と解される」ことを説示している。

同判決を踏まえると、本件においては、本件過支給の額が問答集が示す①から③の用途その他法の目的に反する用途に充てられたという事実は認められず、また、前記ウのとおり、本件のような専ら処分庁の過誤により過支給が生じ、過支給が生じていることを知らずに生活費に費消されたような事案においては、「返還決定は処分行政庁側の過誤を被保護者である原告の負担に転嫁する一面を持つことは否定できず、損害の公平な分担との見地からの検討が必要である」といった趣旨の裁判例を踏まえれば、処分庁は、本件処分に係る裁量的判断を行うに際し、本件過支給の額が審査請求人の生活費に充てられたことのみをもって、それを自立更生費に当たらないと判断する

ことは妥当でない。

よって、前記（２）で述べた本件の事情を考慮し検討した場合に、審査請求人の一定の生活費に充てられた金額であっても、自立更生費として返還額から控除すべきものがあることは否定できない。

3 審査庁の判断

以上のとおり、本件処分については、法第 63 条の規定により過支給された住宅扶助費の返還を求めたことに違法又は不当な点は認められない。しかし、返還額の決定に当たり、審査請求人の資産等の調査が不足していること、考慮すべき事情を考慮していないことを踏まえると、その判断は合理性を欠いたものと言わざるを得ず、また、その結論も社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる。したがって本件処分は裁量権の範囲を逸脱しており違法と言わざるを得ず、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 5 年（2023 年）10 月 30 日

審査庁 佐賀県知事 山口 祥義

教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。